

三島村ジオパーク学術研究等奨励補助金交付要綱

令和 3 年 4 月 1 日

訓 令 第 8 号

(目的)

第1条 この要綱は、三島村全域をエリアとする三島村・鬼界カルデラジオパークのフィールドを対象とした学術調査及び研究を支援し、学術資料の蓄積を図ることを目的に、三島村ジオパーク学術研究等奨励補助金(以下、「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「研究員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 大学に在籍する学生又は大学院生
- (2) 大学、研究機関等に所属する教員又は研究員
- (3) その他村長が認めた研究員

2 この要綱において「補助対象経費」とは、調査・研究に要した費用のうち、補助金の交付の対象となる経費をいう。

3 この要綱において「調査・研究」とは、次の各号に掲げるものとし、当該申請年度末までに完了するものとする。

- (1) 保護・保全に関する調査・研究
- (2) 教育・防災に関する調査・研究
- (3) 地域振興及び地域経済に関する調査・研究
- (4) 地球科学に関する調査・研究
- (5) 動植物や歴史・文化等に関する調査・研究
- (6) その他村長が助成対象と認めるもの

(補助金)

第3条 村長は、研究員等が調査・研究を行った場合に、第1条に規定する目的を達成したと認めるときは、研究員等に10万円(補助対象経費が10万円未満の場合は、該当額。)を上限として補助金を交付する。

2 前項に規定する補助金は、補助対象経費が1万円未満の場合並びに研究員等が他の制度の補助金を受ける場合及び受ける予定がある場合、交付しない。

3 前項に規定する補助金は、三島村・鬼界カルデラジオパークに直接かかわる研究テーマの調査・研究を対象とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 原材料の購入等に要する経費
- (2) 消耗品の購入に要する経費

- (3) 研究員等に係る在籍大学、所属機関等の所在地から三島村までの往復交通費及び三島村滞在中の宿泊費
- (4) 調査地までの移動や調査に必要な車両等の借り上げ料の実費
- (5) その他研究活動に要する経費で村長が認めるもの

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする研究員等は、村長が別に指定する期日までに、三島村ジオパーク学術研究等奨励補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出するものとする。

- (1) 調査・研究の実施計画書
- (2) 調査・研究の収支予算書
- (3) 研究員等略歴
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第6条 村長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類審査により、予算の範囲内において補助金を交付するか否かを決定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときはその決定の内容(次条の規定により交付の条件を付したときは、その決定の内容及び交付の条件)を、補助金の不交付の決定をしたときはその旨を、速やかに三島村ジオパーク学術研究等奨励補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 村長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

(補助研究の実績報告)

第8条 研究員等は、補助研究が完了したときは、速やかに三島村ジオパーク学術研究等奨励補助研究実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて、当該申請年度末までに村長に提出しなければならない。

- (1) 調査・研究に係る報告書及び要旨
- (2) 調査・研究に係る研究費用収支決算書
- (3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第9条 村長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該補助研究の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、三島村ジオパーク学術研究等奨励補助金確定通知書(別記様式第4号)により研究員等に通知するものとする。

(是正のための措置)

第10条 村長は、第8条の実績報告書の提出があった場合において、当該調査・研究の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該研究員等に指示することができる。

(交付の時期)

第11条 補助金の交付は、第9条第1項の規定による交付すべき補助金の額の確定通知があった後とする。

(交付決定の取消し)

第12条 村長は、研究員等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
 - (2) 補助金を補助研究以外の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
 - (4) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 村長は、前項の規定による取消しをした場合は、研究員等に通知するものとする。
 - 3 第1項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用することができる。
 - 4 村長は、補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、研究員等に対し、返還を命ずるものとする。

(研究成果の公表)

第13条 村長は、調査・研究の完了後、その成果を公表するものとする。ただし、補助事業者の申出により正当な理由があると認める場合は、その成果の全部又は一部を公表しないことができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。